

概要版

第2期 葛城市地域福祉計画 葛城市地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度

人と **か** かわり
つ ながることで
自分 **ら** しく暮らせるまち
かつら **ぎ**



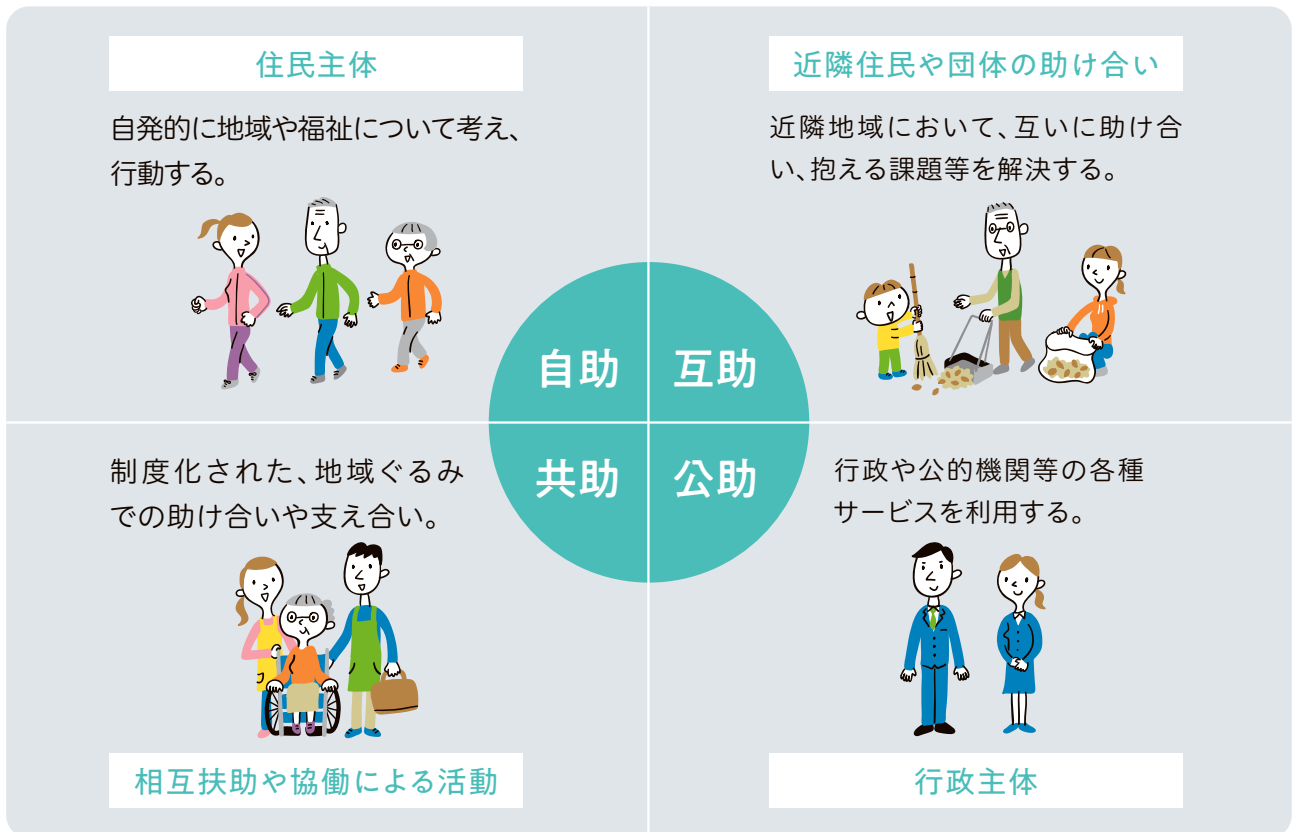
令和8年3月

葛城市・社会福祉法人葛城市社会福祉協議会

「地域福祉」ってなに？

「地域福祉」とは、地域に住むみなさんが安心して暮らすことができるように、地域住民や行政、社会福祉関係者・団体等が協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むしくみのことです。

▶ 4つの「助」を大事にして、地域福祉を進めます

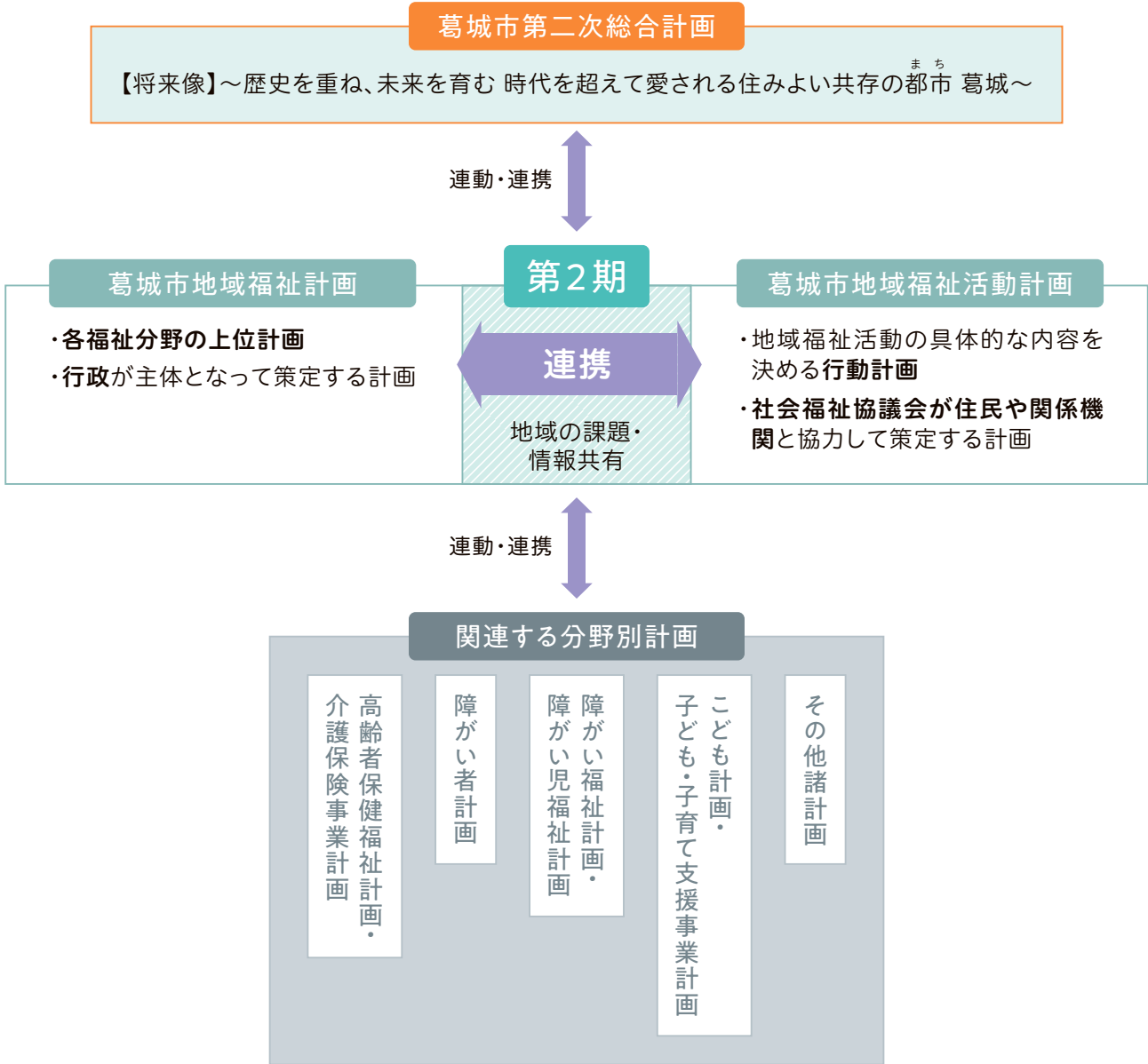


▶ 各担い手が役割を持ち、連携しながら地域福祉を進めます



葛城市の計画はどんな計画？

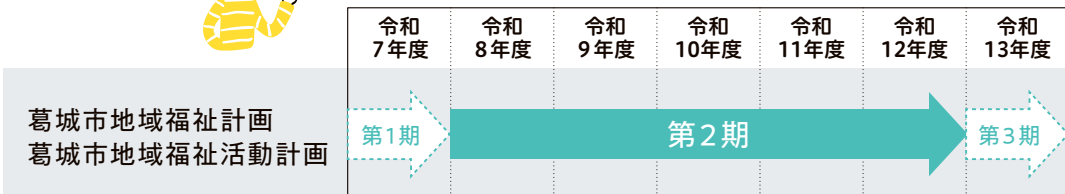
葛城市では、令和3年3月に「葛城市地域福祉計画・葛城市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。令和7年度で計画期間が満了することに伴い、福祉の総合的な計画として、「第2期葛城市地域福祉計画・葛城市地域福祉活動計画」を策定します。



▶ 計画期間は5年です



地域福祉計画と関わりの深い「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」と一体的に策定します。

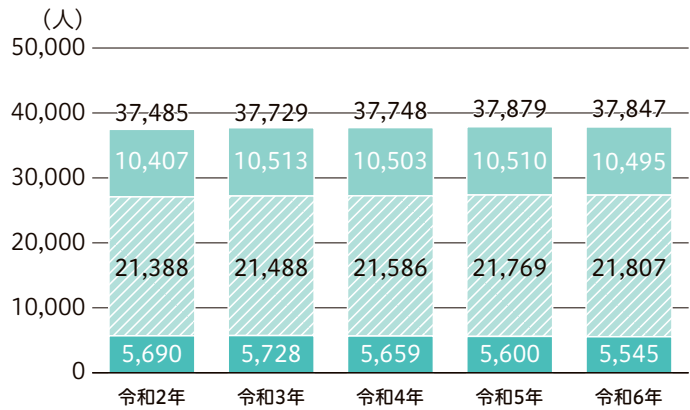
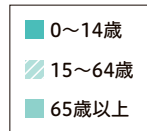


葛城市の現状と課題

▶統計資料からみる現状

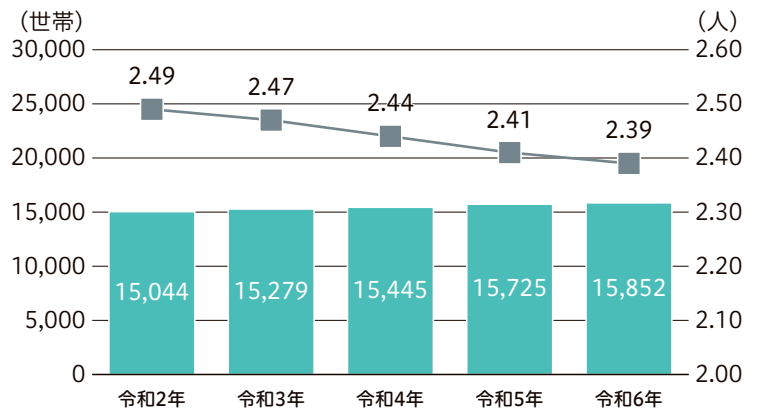
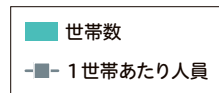
■葛城市の総人口と年齢3区分別人口の推移

- 人口は令和5年まで増加傾向でしたが、令和6年以降は減少しています。
- 0～14歳の**子どもの人口が減少**しています。



■世帯数の推移

- 世帯数は増加しているものの、1世帯あたりの人数は減少しており、**単身世帯の増加や核家族化の進行**などが考えられます。

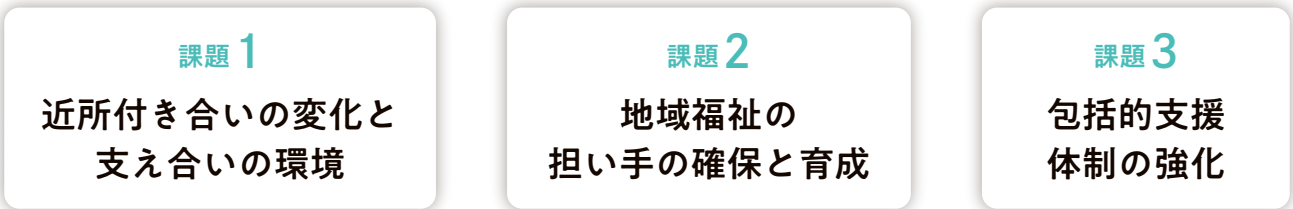


▶アンケート調査等からみる現状

計画の策定にあたり、市民アンケート調査、関係団体調査、市民ワークショップを実施し、次のような現状がみえてきました。



▶葛城市における地域福祉の課題



葛城市の基本的な方向性

▶ 4つの基本方針

地域共生社会
の実現

福祉の
まちづくり
の推進

地域福祉計画と
地域福祉活動計画
の連携

多様なつながり
を活用した
地域福祉の推進

▶ 計画の基本理念



人とかがわりつながることで
自分らしく暮らせるまち かつらぎ



地域福祉計画では、地域の実情や生活課題等を踏まえながら「目指すべき地域の姿」を明確にした上で、地域共生社会の実現に向けて目標を設定し、体制・組織、しくみや社会資源の整備を定め、計画的に進めることが目指されます。

総合計画の将来像を踏まえるとともに「目指すべき地域の姿」を実現するため、「人とかがわりつながることで自分らしく暮らせるまち かつらぎ」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向けて、地域における支え合いを基盤とした取組を推進します。

▶ 計画の基本目標

基本目標 1 つながり、支え合う「地域」づくり

人と人とのつながりを育み、助け合い、支え合う地域づくりに向けて、地域の見守りや交流の輪を広げるとともに、福祉情報の発信や共有を図り、誰もが相談しやすい体制の整備を推進します。

基本目標 2 誰もが安心して自分らしく暮らせる「しくみ」づくり

誰もが安心して自分らしく暮らせる地域の実現に向けて、防災・防犯など安全・安心を守る取組や相互理解の促進、すべての人の人権が尊重されるしくみづくりを推進します。

基本目標 3 地域の未来を創造する福祉の「人」づくり

地域の未来を支える、多様な福祉の担い手づくりに向けて、人材の確保や次世代の育成を進め、社会参加を通じて地域への愛着と福祉への関心を育みます。あわせて、「こどもまんなか社会」の視点から、子どもや若者の意見を地域づくりに反映させるため、地域の未来を担う「人」づくりを推進します。

1 つながり、支え合う「地域」づくり

基本
施策

1 地域のつながりづくりと見守りの推進

あいさつ運動を通してコミュニケーションを図ったり、ラジオ体操やウォーキングを通して交流を図ったりするなど、地域の中で顔の見える関係づくりを進めていきます。

市民 が取り組めること

- 自ら進んであいさつをする。
- 日頃から気軽に相談ができる相手を見つけておき、困りごとの相談ができるようにする。 など

地域 が取り組めること

- 地域ぐるみでのあいさつや声かけを実施する。
- 地域で気になる人に気づき、そのことで話し合う場づくりを行う。
- 新たに地域へ転入してきた人に、積極的な声かけをする。 など

市の取組

- ・子どもたちと地域の方々とのあいさつ運動の推進
- ・地域のつながり、居場所づくりの推進
- ・ひとり暮らし高齢者等の見守り活動等の充実

社会福祉協議会の取組

- ・地域における集いの場の推進
- ・住民相互の交流や介護予防の推進を図る
- ・地域における多様な社会資源の創出及び住民活動の支援 など



基本
施策

2 福祉に関する情報発信や知る機会等の充実

行政や社会福祉協議会が行う情報発信をいち早くキャッチするとともに、地域においてもその情報を共有し、広く周知していきます。

市民 が取り組めること

- 行政や社会福祉協議会が発信している情報に関心を持つ。
- 福祉に関する情報を知る機会があれば、できる限り参加する。 など

地域 が取り組めること

- インターネットやSNS等が使用できない人には紙媒体を用いた伝達を行う。
- 情報や知識を得る機会への参加を誘い合う。 など

市の取組

- ・広報誌等の活用
- ・情報のバリアフリー化を推進する
- ・講演会による情報発信
- ・リターン型の情報発信を推進する
- ・SNS等を活用した情報提供の浸透

社会福祉協議会の取組

- ・福祉に関する情報をわかりやすく伝える
- ・福祉情報に関するニーズの把握



基本
施策

3 身近な相談支援ネットワークの構築

地域の相談窓口や相談支援機関を含む様々な専門機関が、お互いの活動内容や役割への理解を深め、相談対応において積極的な連携を図ります。

市民 が取り組めること

- 身近に相談できる相手を見つけ、日頃から相談ができるようにする。
- 支援が必要になった場合に困らないよう、相談先やサービス内容等に関する理解に努める。

地域 が取り組めること

- 地域内で相談をし合える体制を整える。
- 身近な相談を行える事業所等を把握し、地域住民と共有する。

市の取組

- ・子育てや養育に関する相談支援ネットワークづくり
- ・制度の狭間に対応した相談支援の体制づくり
- ・高齢者や介護に関する総合相談支援の実施
- ・障がいのある人に関する総合相談支援の実施 など

社会福祉協議会の取組

- ・電話、窓口による相談
- ・相談支援のネットワークの充実
- ・市内事業所間の連携



基本
施策

4 SOSを発信しやすい環境づくりの推進

支援や情報が行き届かない層へアプローチをするとともに、様々な相談事項に対応し、市民一人ひとりが不安を感じた際、SOSを発信しやすい環境づくりの推進を行います。

市民 が取り組めること

- 生活における不安がある際、遠慮せずに「助けて」と言える勇気を持つ。
- 小さなことでも自身が必要としている活動や自身が手伝えることを実践する。

地域 が取り組めること

- 近隣住民の様子に異変を感じた際は、相談機関につないだり、余計なお世話と考えず声かけをする。
- 日頃からあいさつや日常会話、地域活動を通じて、SOSを発信しやすい環境を整える。

市の取組

- ・幅広い相談窓口の設置によるSOSの早期発見
- ・命を大切にし、守る支援
- ・生活困窮に関する相談支援窓口の設置 など

社会福祉協議会の取組

- ・地域における支え合いの推進
- ・お互いさまの推進
- ・地域の見守り連携
- ・生活に困窮した人への支援



2 誰もが安心して自分らしく暮らせる「しく

基本
施策

1 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

防犯体制や環境美化等の活動の推進に加え、虐待やDVの防止、子どもの権利の周知、障がいのある人や高齢者への支援・啓発など、互いに支え合い安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を推進します。

市民

が取り組める
こと

- 地域における生活上必要なマナーやルールを守る。
- 一人ひとりの人権を尊重する。
- 困っている人に対してちょっとした手助けを心がける。

地域

が取り組める
こと

- より多くの住民が地域の活動に参加できるよう、呼びかけや工夫を行う。
- 大字の地域組織や自治会などの未加入の世帯等に対して、組織の役割や活動内容をPRし、加入を促進する。
- 虐待やDV等の人権侵害等により、地域で安心して暮らすことに支障がある場合は、解決に向けた取組をする。

市の取組

- ・地域防犯体制の強化
- ・高齢者への虐待の早期発見・予防に向けた取組
- ・住みよい環境づくりの強化
- ・こどもの権利に関する周知啓発
- ・虐待の早期発見・予防と迅速な対応の強化
- ・障害者差別解消法を踏まえた取組の推進 など

社会福祉協議会
の取組

- ・人権侵害や虐待等の早期発見に向けた相談支援



基本
施策

2 災害時にひとりも取り残さない取組の推進

災害時を想定した話し合いの場の設置や行動指針、人材の確保・育成を行っていくことが求められます。

市民

が取り組める
こと

- 日頃から災害時における対応について、家族と話し合い、行動指針等を決めておく。
- 防災マップや避難訓練を通して、避難場所の状況を把握する。
- 各家庭の状況に応じて、避難時の非常持ち出し品を備えておく。
- 防災に関する知識を身につける。

地域

が取り組める
こと

- 災害時の対応について、地域で話し合いの機会を設ける。
- 避難時に支援が必要な人を地域で把握し、有事の際の安否確認と、避難誘導の体制を整える。

市の取組

- ・災害時における要配慮者への支援
- ・地域防災力の強化

社会福祉協議会
の取組

- ・地域の福祉防災力の向上
- ・災害ボランティアの育成



基本
施策

3 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進

自らがつくり出した自分自身の心の障壁(バリア)に気づき、それを取り除くことで、自分自身も含め誰もがいきいきと活躍できる地域づくりを目指します。また、権利擁護制度の利活用を推進します。

市民

が取り組める
こと

- お互いの人権を尊重する意識を高める。
- 人権や福祉に関する研修会や学習会に積極的に参加する。

地域

が取り組める
こと

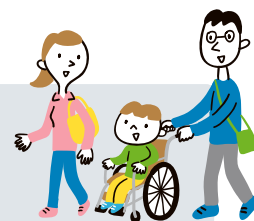
- 人権についての学習会に参加して学びや気づきを深める。
- 権利擁護について、身近な視点で勉強会を行う。
- 誰もがかけがえのない地域の一員としてそれぞれの役割を果たす。
- 気軽に声かけができる環境を育む。

市の取組

- ・人権啓発・相談支援
- ・社会教育としての人権教育の推進
- ・認知症の理解の促進
- ・障がいに関する理解の促進

社会福祉協議会
の取組

- ・当事者理解の促進
- ・日常生活用具の貸出
- ・多様なサービスの提供
- ・見舞金・激励金支給により暮らしを守る取組
- ・日常生活において判断能力に不安のある人を支える取組



column

Q

権利擁護ってなに？

A

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な人の権利を守り、支援することです。その人の思いや大切に生きてきた生き方を尊重し、自分の人生を歩んでいけるように寄り添います。

【関連する制度や事業】

成年後見制度

成年後見人等が、本人に代わって財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利が守られるよう支援します。

→11ページへ

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用に関する情報提供や助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための援助を行います。

法人後見事業

社会福祉協議会が成年後見人等になることにより、本人の意思を尊重しながら財産管理や身上保護を行い、その権利を守ります。

3 地域の未来を創造する福祉の「人」づくり

基本
施策

1 地域福祉を担う仲間づくり

地域福祉を担う人材を育成し、確保するとともに、各種団体やボランティア等の育成を進めます。

市民

が取り組める
こと

- 様々な福祉のあり方について行政等が行うイベントや講演会に参加する。
- 多様な世代と交流を積極的に図る。
- 地域でどんな人が困っていたり、助けが必要かみんなで話し合ってみる。

地域

が取り組める
こと

- 福祉に関するイベントや講演会への参加の声をかける。
- 様々な世代が交流している場があることを地域住民に知らせる。

市の取組

- ・多世代交流を通じた担い手を増やす
- ・子育て支援ボランティアの育成・支援
- ・アクティブシニアによる地域福祉活動の推進

社会福祉協議会
の取組

- ・世代間交流の推進
- ・ボランティア活動の育成及び支援
- ・人材育成と人材発掘 など

基本
施策

2 地域の未来を支える多様な担い手づくり

将来を支える担い手を育成するため、学校等教育機関において福祉教育を推進するとともに、幼少期から多様な世代と交流できる環境を整えます。また、福祉は誰もが関わりのあることだと認識できる体制をつくります。

市民

が取り組める
こと

- 家庭において地域福祉について話をする機会をつくる。
- 福祉は誰にでも関わりがあることを知る。

地域

が取り組める
こと

- 地域で福祉教育が受けられる環境づくりをする。
- 地域で福祉について対話する機会をつくる。

市の取組

- ・インクルーシブ教育の推進
- ・子どもを大切に思う気持ちを育む教育
- ・教育現場における人権学習の推進
- ・福祉教育の推進

社会福祉協議会
の取組

- ・子どもも楽しめる地域活動の実施
- ・体験活動を通じた将来を担う人材の育成
- ・次世代まちづくりリーダーの育成



社会参加を通じた、愛着のある地域づくりの推進

住んでいる地域の魅力を発見し、それらの情報を共有し、次代へ継承していくことが大切です。

市民が取り組めること

- 地域で行われているボランティア活動やイベントに積極的に参加する。
- 行政や社会福祉協議会等の情報や社会資源を活用して、様々な活動に携わる。
- 住んでいる地域に興味・関心を持ち、地域を知る。

地域が取り組めること

- 地域で行われている活動やイベント等の情報を共有する。
- 地域活動に参加することへの声かけをする。
- 地域の歴史のあるお祭りや季節ごとの行事を通じて、世代間の交流を行う。

市の取組

- ・市民に向けた地域の魅力や情報発信の充実
- ・市民の社会参加のきっかけづくりの推進
- ・地域福祉の拠点づくりの推進

社会福祉協議会の取組

- ・交流や生きがいづくりの推進
- ・福祉活動の功績を讃え、共有し福祉に対する関心を高める
- ・福祉意識を醸成するしくみづくり など



▶活動区域を決め、地域福祉を効果的に進めます

隣近所

最も身近な単位であり、日頃からあいさつや日常的な会話を行う区域

大字・自治会・町内会

大字区長や自治会長を中心に最も地域生活に密着しており、民生委員・児童委員が配置され、各地域の特色を持った区域

小学校区・中学校区

多様な課題や背景を持った人が共存している区域



市内全域

自治体による公的サービスや福祉サービスが均一に提供され、多様な地域福祉団体と連携を図りながら、地域福祉活動を展開する区域

近隣自治体(広域)

共通の課題や広域的な取組を行う際、互いに連携して地域福祉活動を展開する区域

葛城市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。本計画をもとに、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、計画的に推進します。

基本目標 1

成年後見制度の普及及び啓発

成年後見制度の利用を促進するため、セミナーの開催や広報等による制度の周知・啓発を図ります。

基本目標 2

成年後見制度の利用促進支援

本人や親族等による後見開始の審判申立てが期待できない人や、経済的な理由で制度を利用することが困難な人に対する支援を的確に行います。

基本目標 3

地域連携のネットワーク構築

中核機関を起点とした親族や専門家、関係機関等と連携するネットワークを構築することによって、本人及び後見人等を支援する体制を整えます。

葛城市再犯防止推進計画

再犯防止推進計画は、再犯防止推進法に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。本計画をもとに、犯罪や非行をした人の地域生活と社会復帰を支援し、市民の犯罪被害を未然に防止することで、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本目標 1

広報・啓発と地域ぐるみの支援体制の構築

安心して暮らせる社会の実現に向けて、関係団体・機関等と連携し、再犯防止に関する広報・啓発等を行うとともに、地域全体で再犯防止の取組を支えます。

基本目標 2

生活基盤の構築

関係団体・機関等と連携し、犯罪をした人等の就労や住宅確保に向けた支援を実施します。また、保健医療・福祉サービスの利用の促進により、切れ目のない支援体制を整備し、地域における生活の安定と社会復帰の促進を図ります。

基本目標 3

再犯・非行の未然防止と特性に応じた支援の充実

地域の関係団体・機関等と連携し、早期の段階から非行の未然防止等を進めます。また、犯罪をした人等が抱える個々の問題は複雑であることから、それぞれの特性に応じた指導や支援を実施します。

第2期葛城市地域福祉計画・葛城市地域福祉活動計画【概要版】

発行年月：令和8年3月 葛城市保健福祉部社会福祉課・社会福祉法人葛城市社会福祉協議会

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地
葛城市 保健福祉部 社会福祉課
Tel 0745-44-5103 (直通)

〒639-0273 奈良県葛城市染野789番地1
社会福祉法人葛城市社会福祉協議会
Tel 0745-48-3373